

練馬区立図書館利用者インターネット端末装置管理運営要綱

平成 21 年 3 月 30 日

20 練教光図第 615 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、練馬区立図書館（以下「館」という。）利用者の調査研究に係る情報収集の一助とするため設置するインターネットを利用できる端末装置（以下「端末装置」という。）の管理および運営に関して、必要な事項を定める。

(利用時間)

第 2 条 端末装置の利用時間は、練馬区立図書館条例（平成 5 年 3 月練馬区条例第 42 号。以下「条例」という。）第 5 条に定める開館時間（以下「開館時間」という。）とする。ただし、第 6 条第 1 項に規定するインターネット端末装置管理者（以下「端末管理者」という。）は、必要に応じて端末装置の利用を制限することができる。

2 端末装置を利用する者（以下「利用者」という。）1 人当たりの利用時間は、原則として 1 回 30 分以内とする。ただし、端末管理者は、当該端末装置の利用状況を鑑みて、利用時間を変更することができる。

3 前項で定める利用時間について、利用終了予定時刻が開館時間を超える場合は、開館時間の終了時刻を利用終了予定時刻とする。

4 端末管理者は、つぎの利用者がいない場合には、第 2 項で定める時間の範囲内で、利用時間を延長することができる。

(利用手続)

第 3 条 端末装置を利用しようとする者は、端末管理者が定める手続によって申し込むものとする。

(利用料金)

第 4 条 端末装置の利用料金は、無料とする。

(禁止行為)

第 5 条 利用者は、端末装置の利用に当たり、つぎの各号に該当する行為をしてはならない。

- (1) 営利を目的とした行為
- (2) 法令に違反し、または違反するおそれのある行為
- (3) 著作権を侵害する行為
- (4) 他人のプライバシーを侵害し、または侵害するおそれのある行為
- (5) メール送受信、電子掲示板等への投稿、チャット等の閲覧以外の行為
- (6) 犯罪、不正技術、暴力、わいせつ、賭博等社会通念上好ましくない情報の閲覧
- (7) ゲーム、オークションへの入札、ショッピング等調査研究目的以外の利用
- (8) 端末装置に対するソフトウェア、データ等のダウンロードおよびインストール

(9) コンピュータ周辺機器の接続および外部記録媒体への情報等の保存

(10) システムおよびプログラムの改変

(11) その他、光が丘図書館長が不相当と認めること。

2 光が丘図書館長は、利用者が前項第5号から第10号までに規定する事項を行わないよう、あらかじめ端末装置に規制機能を設定することができる。

(端末管理者)

第6条 端末装置の管理および運営を円滑に行うため、館に端末管理者を置く。

2 端末管理者は、光が丘図書館にあっては事業統括係長、光が丘図書館以外の館（条例第8条に規定する指定管理者が管理する館を除く。）にあっては館長、指定管理者が管理する館にあっては管理業務を総括する責任者を充てる。

3 端末管理者は、端末装置を円滑かつ適正に利用できるよう、適宜点検および清掃を行うものとする。

4 端末管理者は、利用者の利用が終了した後、速やかに端末装置に保存された操作等の履歴を消去しなければならない。

(利用の中止および禁止)

第7条 光が丘図書館長および端末管理者は、第5条第1項に規定する禁止行為があった場合、端末装置の利用を中止し、または禁止することができる。

(利用者責任)

第8条 通常の利用行為を逸脱して端末装置を利用し、端末装置および回線に損害が生じた場合は、利用者が修理および賠償の責任を負うものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、光が丘図書館長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則（平成21年12月16日21練教光図第1457号）

この要綱は、平成22年1月1日から適用する。

付 則（平成23年7月29日23練教光図第800号）

この要綱は、平成23年8月1日から適用する。

付 則（平成24年3月30日23練教光図第2782号）

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。